

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1から4まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5から8まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9から12まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13から16まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17から20まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21から24まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25から28まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29から32まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33から36まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37から40まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41から44まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45から48まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49から52まで	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000
	53から56まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57から60まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61から64まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65から68まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69から72まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73から76まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77から80まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
81から84まで	4,100	5,400	6,800	7,300		
85から88まで	4,100	5,500	6,900	7,400		
89から92まで	4,200	5,600	6,900	7,500		
93から96まで	4,300	5,800	7,000	7,500		
97から100まで	4,400	5,900	7,200	7,500		
101から104まで	4,400	6,100	7,200	7,500		
105から108まで	4,500	6,200	7,200	7,500		
109から112まで	4,500	6,300	7,300			

	113から116まで	4,600	6,400			
	117から120まで	4,700	6,500			
	121から124まで	4,700	6,600			
	125から128まで	4,800	6,700			
	129から132まで		6,800			
	133から149まで		6,900			
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2（第4条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1から4まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5から8まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13から16まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21から24まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25から28まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29から32まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33から36まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37から40まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41から44まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45から48まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49から52まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53から56まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57から60まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61から64まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65から68まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69から72まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73から76まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77から80まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
81から84まで	4,100	5,800	6,800	7,500		
85から88まで	4,100	5,900	6,900	7,500		
89から92まで	4,200	6,100	6,900	7,500		
93から96まで	4,300	6,200	7,000			
97から100まで	4,400	6,300	7,200			
101から104まで	4,400	6,400	7,200			
105から108まで	4,500	6,500	7,200			
109から112まで	4,500	6,600	7,300			
113から116まで	4,600	6,700				

	117から120まで	4,700	6,800			
	121から124まで	4,700	6,900			
	125から128まで	4,800	6,900			
	129から132まで	4,900	6,900			
	133から136まで	4,900	6,900			
	137から140まで	4,900	6,900			
	141から144まで	5,000				
	145から153まで	5,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。